|  |  |
| --- | --- |
| 起票  部門長 | 起票部門 担当者 |
| 年 月 日 | 年 月 日 |

**（２）-３ 需要者チェックリスト**

**１．外国ユーザーリストのチェック**

|  |  |
| --- | --- |
| 需要者は外国ユーザーリスト（最新のもの）に掲載されているか。 | はい・いいえ |

　　「はい」の場合、リストに掲載される懸念区分について確認すること。→審査票 ①

＜大量破壊兵器関連（「明らかガイドライン」⑰イのチェック）＞→審査票 ②

|  |  |
| --- | --- |
| 懸念区分が「大量破壊兵器」であり、リスト上に掲載されている大量破壊兵器の種別と輸出される貨物等の懸念される用途の種別が一致しているか。 | はい・いいえ |

＜通常兵器関連（「明らかガイドライン」⑰ロのチェック＞→審査票 ③

|  |  |
| --- | --- |
| 懸念区分が「通常兵器」として掲載されているか。 | はい・いいえ |

　　　「はい」が一つでもあった場合は、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、管理責任者に連絡し審査票及びチェックリストを提出すること。また、３項において、例示資料（４）明らかガイドラインシートのチェックを行い、あわせて添付すること。

**２．需要者要件のチェック**

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物等の輸出等に関する契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて確認すること。（どちらかに○をつけること）

＜大量破壊兵器関連＞→審査票 ②

|  |  |
| --- | --- |
| 核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |

＜通常兵器関連＞→審査票 ③

|  |  |
| --- | --- |
| 通常兵器の開発、製造又は使用 | はい・いいえ |

　　　「はい」が一つでもあった場合は、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、管理責任者に連絡し審査票及びチェックリストを提出すること。また、３項において、例示資料（４）明らかガイドラインシートのチェックを行い、あわせて添付すること。

**３．「明らかガイドライン」①～⑯、⑳のチェック**→審査票 ④

１、２において「はい」が一つでもあった場合は、例示資料（４）明らかガイドラインシートのチェックを行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 明らかガイドラインシートの①～⑯、⑳に「いいえ」が一つでもあるか | はい・いいえ |

**４．軍関係機関のチェック**

（１）リスト規制貨物等ついて、特別一般包括許可の適用する場合には、必ずチェックを行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関であるか | はい・いいえ |

（２）キャッチオール規制貨物等については、これに加えて、輸出令別表第１の１６の項（１）の貨物又はそれに係る技術を包括許可要領に定める地域向けに輸出等を行う場合に、特別一般包括許可の適用可否を判断する際には、これらのものから通常兵器の開発等の委託を受けた者であるか、についてもチェックを行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関又はそれらのものから通常兵器の開発等の委託を受けた者であるか | はい・いいえ |